



IBLCE® CERPsによる再認定の延長要求ポリシー

再認定を受けようとするIBCLC®は、再認定の条件を満たさなかった場合の結果について慎重に考慮してください。再認定が認められない場合、資格を失うこととなります。特別な事情が文書により提出された場合に限り、IBLCEが翌年への認定の延長を検討する事由として認められます。再認定申請者が不幸にして末期・終末期の病気を罹患した場合や亡くなった場合は、IBLCEは料金の全額払い戻しを行います。

注記：特別な事情とは、受験者もしくは近親の深刻な病気や重傷、近親の死亡時、不可避の天災時、現行軍務への変更発生時などに限定されます。

特別な事情によりCERPsの必要条件を満たしていないIBLCL：

IBCLCが文書化された特別な事情によりCERPsによる再認定の必要条件を満たしていない場合、IBLCEは認定の1年間の延長を検討します。延長申請は、CERPsによる再認定申請締め切り日より30日以内に行わなければならない、申請の受理は保証されていません。

延長申請には再認定申請費、資格が失効する1年前までに取得した15 L-CERPs以上に相当する継続教育の修了を証明する文書、および第三者機関による、特別な事情を証明する書類が必要となります。受理された場合、認定者は翌年認定証を維持するために試験に合格する必要があります。翌年CERPsによる再認定を受けるという選択肢はありません。

CERPsの必要条件は満たしているが、特別な事情により申請締め切り日に間に合わなかったIBCLC：

CERPsによる再認定の必要条件は全て満たしているが、文書化された特別な事情により指定の締め切り日に申請書の提出が間に合わなかった場合、IBLCEは申請書受付の期間を延長することを検討します。

延長申請は、CERPsによる再認定の締め切り日より60日以内にIBLCEに届くように提出しなければならない、次に示すものを提出する必要があります。

1. 再認定申請費（全額）
2. 特別な事情を証明する書類
3. CERPsによる再認定の必要条件を満たすことを示す書類

申請の提出は、受理されることを保証するものではありません。延長が認められた場合、地域割に基づく延長料金が追加で必要となります。

認定の延長、または期間の延長についての要求が却下された場合、再認定手数料はIBLCE料金表に記載されているように、一部払い戻されることがあります。